

代田賞表彰規程

代田賞選考委員会事務局

(目的)

第 1 条 この規程は、代田文誌先生顕彰会が創設した代田賞の趣旨に基づき、表彰にあたって必要な事項を定める。

(表彰対象)

第 2 条 代田賞選考委員会によって選考された論文に対して表彰する。

(賞の種類)

第 3 条 代田賞は、鍼灸の学問的研究、技術的開発に関する論文であって、代田賞選考委員会が鍼灸の学術向上発展に著しく貢献したと判定し選考したものに対して授賞するものである。

2 代田賞奨励賞は、代田賞には及ばないがそれに次ぐ佳作と判定された論文とする。

(授賞対象論文数)

第 4 条 各賞とも年 1 回選定し、1 回につき代田賞は 1 編、代田賞奨励賞は 2 編以内とする。ただし、選考の結果該当なしとなった場合はこの限りではない。

(贈呈品)

第 5 条 代田賞には賞状ならびに副賞賞金 30 万円、代田賞奨励賞には賞状ならびに副賞賞金 10 万円を贈呈する。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、毎年代田文誌先生の命日である 9 月 25 日以降の適当な機会に行う。

(募集方法)

第 7 条 申請者又は推薦者は、選考対象論文に関する以下の所定の書式を 1 部、事務局に郵送または電子ファイルで提出する。

- (1) 申請書
- (2) 業績概要
- (3) 応募論文

(発表の方法)

第 8 条 選考結果は、申請者および推薦者に直接通知するとともに、授賞後 1 年以内に森ノ宮医療学園出版部が発刊する『Tehamo』誌上ならびに森ノ宮医療学園出版部ウェブサイト上に、受賞論文、受賞者氏名、選考理由、および受賞論文（著作権所有者から転載許可が得られた場合）またはその抄録を掲載する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、代田賞選考委員会の決議により行うものとする。

附則

この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

この規程は、令和 3 年 8 月 29 日から施行する。